新しい
建築設計・工事監理等の
業務報酬基準が
策定されました。

構造計算書偽装問題への対応として、
新しい建築士制度がスタートしました。
この一環として、新しい建築設計・工事監理等の
業務報酬基準が策定されました。

また、官庁施設の設計業務等積算基準が改定されました。

監修　国　土　交　通　省
発行　新・建築士制度普及協会

新しい建築設計・工事監理等の業務報酬基準が策定されました。

CONTENTS

役割分担

- 建築主と設計者、工事監理者などの役割分担 …… 4・5

業務報酬基準

- 新しい業務報酬基準の概要 …… 6・7
- 標準業務概要 …… 8
- 標準業務に含まれない業務内容 …… 9・10
- 建築物の類型別の用途等一覧 …… 11
- 業務報酬基準を活用した算定事例 …… 12・13

設計積算基準

- 官庁施設の設計業務等積算基準 …… 14・15
- 業務細分率・対象外業務率 …… 16・17
- 改修工事の設計業務 …… 18
- 略算表対象外の算定方法など …… 19

Q&A

- 業務報酬基準Q&A …… 20・21
- 設計積算基準Q&A …… 22・23

建築設計・工事監理等の業務報酬基準とは

業務報酬基準は、建築士法第25条の規定に基づき、建築主と建築士事務所が設計・工事監理等の契約を行う際の業務報酬の算定方法等を示したものです。

建築士法第25条
国土交通大臣は、中央建築士審査会の同意を得て、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準を定め、これを勧告することができる。

構造計算書偽装問題を踏まえ、平成18年8月に取りまとめられた社会資本整備審議会答申において、旧業務報酬基準（昭和54年建設省告示第1206号）の見直しが指摘されました。

これを受け、建築士事務所に対する実態調査等を行ったうえで、平成21年1月7日に新しい業務報酬基準（平成21年国土交通省告示第15号）が定められました。

また、官庁施設の設計業務委託料の積算について、標準的な方法を定めた「官庁施設の設計業務等積算基準」についても改定されました。

これらの基準を活用して、建築設計・工事監理等の業務報酬が合理的かつ適正に算定されることが望まれます。

建築主と設計者、工事監理者などの役割分担

建築物の安全性の確保と質の向上を図るためには、建築主、設計者、工事監理者などが適切にその役割を果たすことが重要です。

設計、工事監理等の業務が、適切かつ円滑に実施されるよう、業務報酬が、合理的かつ適正に算定されることが望まれます。

建築主

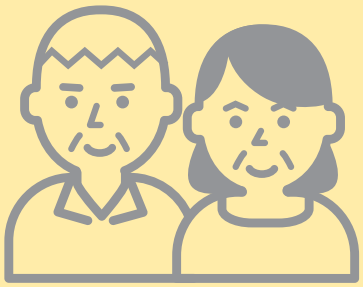

建築主は、設計者、工事監理者、工事施工者の選定・契約から、設計条件の詳細の確定に至るまでの主体です。設計者、工事監理者を選定する必要があります。

設計者

設計者は、建築工事に必要な情報が記載されている設計図書を作成する役割を担っています。一定の建築物の設計は建築士の独占業務であり、資格者としての責務を負っています。この設計者の作成する設計図書に基づいて、工事や工事監理が行われます。

工事監理者

工事監理者は、設計図書のとおりに工事が行われているかを確認し、欠陥の発生を未然に防ぐ重要な役割を担っています。一定の建築物の工事監理は建築士の独占業務であり、資格者としての責務を負っています。

建築士法では、設計とは「その者の責任において、設計図書を作成すること（建築士法第2条第5項）」とされ、工事監理とは「その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりに実施されているかいないかを確認すること（建築士法第2条第7項）」とされています。一定の建築物の設計・工事監理は建築士が行うこととなっています。また、建築主は、一定の建築物について設計者や工事監理者を選定する必要があります。これらに違反した場合には、罰則や懲戒処分等が規定されています。

●建築物ができるまでのフロー

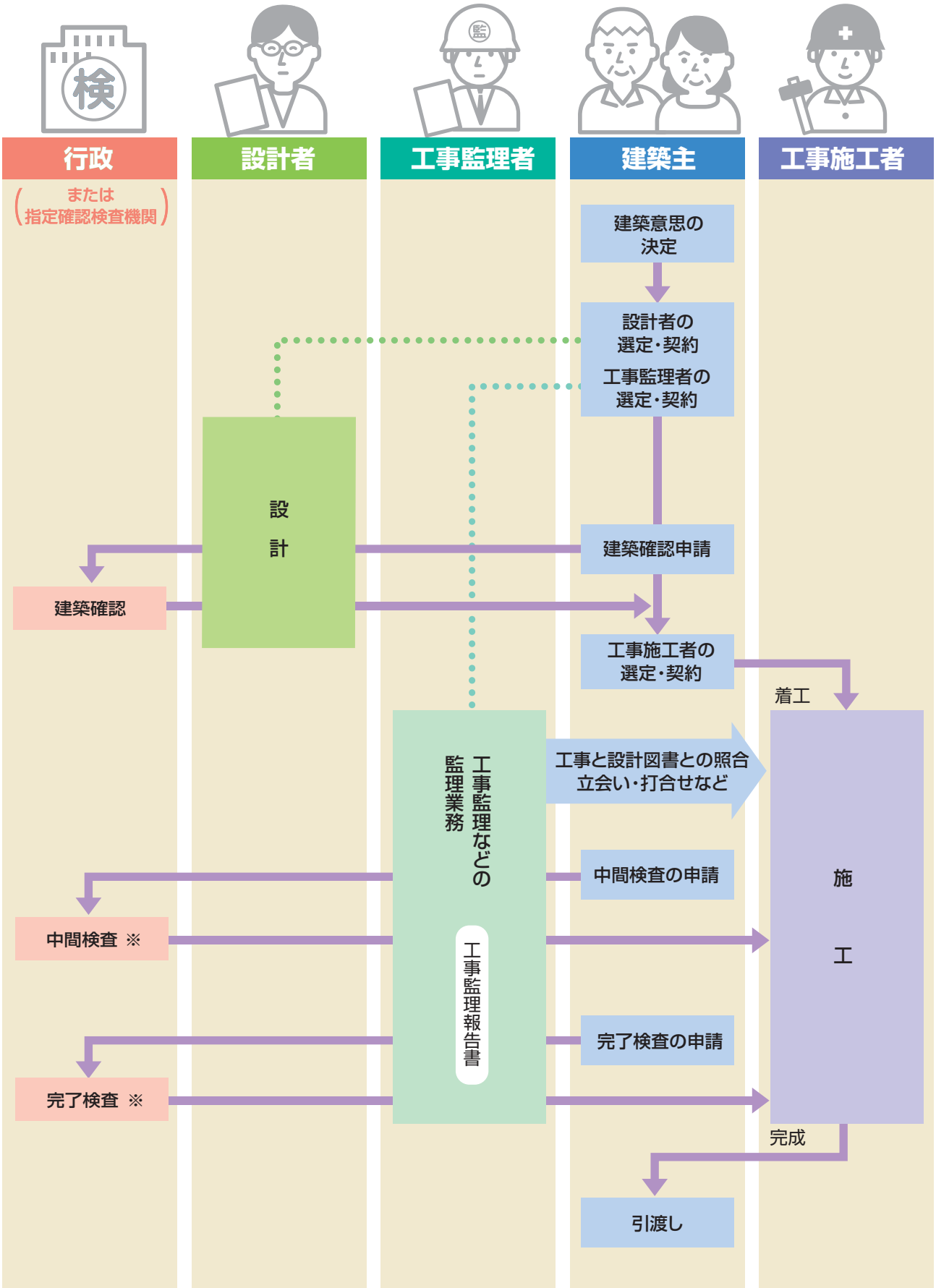

※ 中間検査や完了検査の申請時には、工事監理の状況報告が必要です

新しい業務報酬基準の構成

新しい業務報酬基準は、第一～第三の実費加算方法に関する項と第四の略算方法に関する項で構成されています。

第四の略算方法は、標準的な業務内容と業務量を示しており、簡便かつ合理的な方法として実務上活用されています。

●実費加算方法

業務報酬＝
直接人件費＋直接経費＋間接経費＋特別経費＋技術料等経費＋消費税相当額

第一　業務報酬の算定方法

●設計、工事監理、建築工事契約に関する事務又は建築工事の指導監督の業務に関する報酬は、第二の業務経費、第三の技術料等経費及び消費税に相当する額を合算する方法により算定することを標準とする。

第二　業務経費

●業務経費＝直接人件費＋直接経費＋間接経費＋特別経費

第三　技術料等経費

略算方法とは

設計・工事監理等の実情に鑑み、簡便に業務経費を積算する方法として、略算方法が定められています。

略算方法では、標準的な業務内容を実施した場合の建築物の用途等に応じた標準的な業務量を示し、これに基づいて報酬を算定することとしています。

●略算方法

業務報酬＝直接人件費×2.0＋特別経費＋技術料等経費＋消費税相当額

第四　直接人件費等に関する略算方法による算定

●直接人件費並びに直接経費及び間接経費の合計額の算定については略算方法によることができる。

イ）直接人件費

標準業務（別添一）を実施した場合の、建築物の類型（別添二）に応じた標準業務人・時間数（別添三）に、人件費単価を乗じて算定

ロ）直接経費及び間接経費の合計額

直接人件費の額に1.0を標準とする倍数を乗じて算定

別添一　標準業務

設計又は工事監理に必要な情報が提示されている場合に、一般的な設計受託契約又は工事監理受託契約に基づいて、その債務を履行するために行う業務

別添二　建築物の類型別の用途等一覧

別添三　略算表

建築物の類型別に、標準業務に応じた標準業務人・時間数を提示

別添四　標準業務に附随する標準外の業務

標準業務とは

略算方法における標準業務は、「設計に関する標準業務」と「工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務」に区分されています。

前者は設計者が行う標準業務で、後者は工事監理者が行う標準業務です。

●標準業務の概要

設計に関する標準業務	工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務
■基本設計に関する標準業務 ①設計条件等の整理 ②法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ ③上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ ④基本設計方針の策定 ⑤基本設計図書の作成 ⑥概算工事費の検討 ⑦基本設計内容の建築主への説明等 ■実施設計に関する標準業務 ①要求等の確認 ②法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ ③実施設計方針の策定 ④実施設計図書の作成 ⑤概算工事費の検討 ⑥実施設計内容の建築主への説明等 ■工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する標準業務 ①設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等 ②工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等	■工事監理に関する標準業務 ①工事監理方針の説明等 ②設計図書の内容の把握等 ③設計図書に照らした施工図等の検討及び報告 ④工事と設計図書との照合及び確認 ⑤工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等 ⑥工事監理報告書等の提出 ■その他の標準業務 ①請負代金内訳書の検討及び報告 ②工程表の検討及び報告 ③設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告 ④工事と工事請負契約との照合、確認、報告等 ⑤工事請負契約の目的物の引渡しの立会い ⑥関係機関の検査の立会い等 ⑦工事費支払いの審査

標準業務に含まれない業務の取扱いについて

標準業務人・時間数は、標準業務内容を実施した場合の標準的な業務量です。業務報酬基準に定める標準業務は、建築士（建築士事務所）が行う多岐にわたる業務の中から、一般的な場合に共通性の高い業務を抽出したものであり、標準業務内容に含まれない業務については、標準業務人・時間数とは別に、業務量や業務報酬を考慮する必要があります。標準業務人・時間数に業務量が含まれていないものとしては、具体的に以下のようなものがあります。

1 設計に必要な情報を得るための調査、企画等に係る業務

業務報酬基準の対象外です。

- 建築物の敷地の選定に係る企画業務
- 資金計画等の事業計画の策定に係る企画業務
- 土質や埋蔵文化財に係る調査業務　など

2 標準業務に附随して行われる追加的な業務

業務報酬基準上、追加的な業務として位置づけられ、略算方法の標準業務人・時間数に、当該業務に対応した業務人・時間数を付加することにより算定します。

- 住宅性能評価に係る業務
- 省エネルギー法に基づく省エネルギーのための判断に係る業務
- 建築物総合環境性能評価システム等による評価に係る業務
- 耐震診断等の評価に係る業務
- 建築物の防災計画の作成に係る業務
- 建築主が第三者に有償で委託した設計の代替案に関する評価に係る業務
- 設計に係る成果図書に基づく詳細工事費の算定に係る業務
- 長期優良住宅普及促進法に基づく計画の作成に係る業務
- 建築主と工事施工者の工事請負契約の締結に関する協力に係る業務
- 成果図書以外の資料（別添一及び別添四に掲げるものを除く法令手続のための資料、竣工図等）の作成
- 風洞実験等の実施
- 第三者への説明　など

3 標準的な規模の単一用途の新築建築物ではない場合の設計等の業務

業務報酬基準上、略算方法によることができない（なじまない）業務として位置づけられています。

- 規模が著しく大きい又は小さい場合（床面積の合計が別添三の最大値超又は最小値未満である場合）の設計等の業務
- 建築物の増改築、修繕・模様替え又は設計変更の場合の設計等の業務
- 複合建築物（複数の類型が混在する建築物）である場合の設計等の業務　など

4 個別の業務に応じて経費を算定することが適当でない場合等の設計等の業務

業務報酬基準上、実費加算方法がなじまない業務として位置づけられています。

- いわゆる標準設計による場合の設計等の業務
- 複数の建築物について同一の設計図書を用いる場合の設計等の業務
- 設計内容が特に芸術的性格が強い場合の設計等の業務
- 極めて特殊な構造方法等を採用する場合の設計等の業務　など

●新しい業務報酬基準に関する業務の位置づけ

建築物の調査・鑑定、手続きの代理など

設計、工事監理、建築工事の指導監督、建築工事契約に関する業務（設計等の業務）

設計に必要な情報を得るための
調査、企画等に係る業務

●通知

・建築物の敷地の選定に係る企画業務
・資金計画等の事業計画の策定に係る業務
・土質や埋蔵文化財に係る調査業務　など

1

標準業務

●告示別添一

1 設計
①基本設計
②実施設計
③工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計

2 工事監理・その他
①工事監理
②その他

＋

追加的な業務

●告示別添四

1 設計
・住宅性能評価に係る業務
・省エネルギーのための判断に係る業務
・ＣＡＳＢＥＥ等による評価に係る業務
・耐震診断等の業務
・防災計画の作成に係る業務
・第三者からのＶＥ提案の評価に係る業務
・詳細工事費の算定に係る業務

2 工事監理・その他
・住宅性能表示に係る業務
・ＣＡＳＢＥＥ等による評価に係る業務
・工事請負契約の締結に関する協力に係る業務

＋

●通知

・成果図書以外の資料（告示別添一・別添四を除く法令手続のための資料、竣工図等）の作成
・風洞実験等の実施
・第三者への説明など

2

＝
標準業務人・時間数

＝
標準業務人・時間数に付加

略算方法
（標準的な規模の単一用途の建築物を新築する場合の業務量を示したもの）

実費加算方法の対象だが告示の略算方法によることができない又はなじまない設計等の業務
・規模が著しく大きい又は小さい場合（床面積の合計が告示別添三の最大値超又は最小値未満である場合）
・建築物の増改築、修繕・模様替え又は設計変更の場合
・複合建築物（複数の類型が混在する建築物）である場合　など

3

実費加算方法が必ずしもなじまない設計等の業務
・標準設計による場合
・複数の建築物について同一の設計図書を用いる場合
・設計内容が特に芸術的性格が強い場合
・極めて特殊な構造方法等を採用する場合　など

4

（注）1　1～4については、9ページを参照してください。
2　床面積の合計が告示別添三の最大値超又は最小値未満である場合については、略算表の標準業務人・時間数を援用して報酬額を算定することは不適切です。
3　1、3、4は略算方法の対象とはなっていませんが、上記2の場合を除き、これらの業務を実施する際に新しい業務報酬基準の算定方法の考え方や略算方法の考え方を参考にしたり、略算方法における標準業務人・時間数に当該業務に係る業務量を加える等の調整を行って算定したりすることは妨げられていません。

●建築物の類型別の用途等一覧

略算方法では、建築物の用途等の区分に応じて業務量を示しています。

建築物の類型	建築物の用途等	
	第1類（標準的なもの）	第2類（複雑な設計等を必要とするもの）
一　物流施設	車庫、倉庫、立体駐車場等	立体倉庫、物流ターミナル等
二　生産施設	組立工場等	化学工場、薬品工場、食品工場、特殊設備を付帯する工場等
三　運動施設	体育館、武道館、スポーツジム等	屋内プール、スタジアム等
四　業務施設	事務所等	銀行、本社ビル、庁舎等
五　商業施設	店舗、料理店、スーパーマーケット等	百貨店、ショッピングセンター、ショールーム等
六　共同住宅	公営住宅、社宅、賃貸共同住宅、寄宿舎等	分譲共同住宅等
七　教育施設	幼稚園、小学校、中学校、高等学校等	—
八　専門的教育・研究施設	大学、専門学校等	大学（実験施設等を有するもの）、専門学校（実験施設等を有するもの）、研究所等
九　宿泊施設	ホテル、旅館等	ホテル（宴会場等を有するもの）、保養所等
十　医療施設	病院、診療所等	総合病院等
十一　福祉・厚生施設	保育園、老人ホーム、老人保健施設、リハビリセンター等	多機能福祉施設等
十二　文化・交流・公益施設	公民館、集会場、コミュニティセンター等	映画館、劇場、美術館、博物館、図書館、研修所、警察署、消防署等
十三　戸建住宅（詳細設計及び構造計算を必要とするもの）	戸建住宅	—
十四　戸建住宅（詳細設計を必要とするもの）	戸建住宅	—
十五　その他の戸建住宅	戸建住宅	—

（注）1　社寺、教会堂、茶室等の特殊な建築物及び複数の類型の混在する建築物は、本表には含まれない。
2　第1類は、標準的な設計等の建築物が通常想定される用途を、第2類は、複雑な設計等が必要とされる建築物が通常想定される用途を記載 しているものであり、略算方法による算定にあたっては、設計等の内容に応じて適切な区分を適用すること。

略算表を活用した業務報酬の算定について

業務報酬は、略算表を用いて算定することができます。
算定の基本的な流れは以下のとおりです。

1. 対象となる建築物の用途や床面積等を確認し、略算表の該当する欄の標準業務量を用います。
2. 標準業務に含まれない追加的な業務を附随して実施する場合には、1の標準業務量に当該業務に対応した業務量を付加します。
3. 2で算定した業務量に人件費単価を乗じて、直接人件費を算定します。
4. 3で算定した直接人件費に2.0を乗じ、直接人件費、直接経費及び間接経費の合計を算定します。
5. 4に特別経費や技術料等経費を加え、業務報酬を算定します。

●業務報酬の算定

①直接人件費＋直接経費＋間接経費＝
（標準業務量＋追加的な業務量）×（人件費単価）×2.0

業務報酬 ＝

（1）直接人件費

標準業務量
追加的な業務量
×人件費単価

＋（2）直接経費
（3）間接経費

＋

②特別経費

③技術料等経費

*右記に消費税額を加える必要があります。なお、業務報酬基準の対象外となる「設計に必要な情報を得るための調査、企画等の業務」等を実施する場合は、別途、合理的な方法により算定し、加算する必要があります。

●注意点

◆構造・設備の難易度が高い場合は標準業務量に倍数を乗じて調整します。構造の業務量については、建築物の形状や敷地特性に応じて1.2、1.3、1.4を標準とする倍数を、設備の業務量については、導入する設備の機能水準に応じて1.4を標準とする倍数を乗じることになります。（告示別添三参照）

◆標準業務内容のうち、一部の業務のみを行う場合は、それに応じて業務量を削減します。（なお、公共建築の設計等において、個々の業務の実情を考慮した上でいわゆる依頼度のような係数を設定し、業務量を削減することは、略算方法の考え方になじむものと考えられますが、単純にあらかじめ統一的な係数を設定することは、不適切なものと考えられます。）

◆建築物の規模が著しく大きいまたは小さい場合（床面積の合計が略算表の最大値より大きい場合や最小値より小さい場合）は、これらの規模のサンプル数が十分でなく、信頼ある業務量を示すことができないため、略算方法によることはできません。

◆略算方法は、単一用途の建築物を新築する場合の業務量を示したものです。建築物の増改築、修繕・模様替え又は設計変更の場合、複合建築物（複数の類型が混在する建築物）の場合は、別途適切な方法により算定する必要があります。

●本社ビルの場合の標準業務量の算定の例

・本社ビルは業務施設第2類に相当するので、別表第4の2（告示別添三略算表）を用います。

・この事例では平面及び立面が不整形である（建築物の形状が特殊である）ため、別表第4の2の業務人・時間数に1.3を乗じ、構造に係る標準業務量を算定します。

◆建築物の概要

敷地	整形・平坦な敷地
用途	本社ビル
延べ面積	10,000m²
構造種別	RC造
階数	地上7階　地下1階
構造	平面及び立面が不整形
設備	一般的な水準

◆標準業務量の算定

	設　計	工事監理等
総合	7,400	2,100
構造	2,000×1.3=2,600	370×1.3=481
設備	2,400	830
小計	12,400	3,411
合計	15,811	

（単位：人・時間）

床面積の合計		500m²	750m²	1,000m²	1,500m²	2,000m²	3,000m²	5,000m²	7,500m²	10,000m²	15,000m²	20,000m²
(一)設計	総合	2,000	2,400	2,700	3,300	3,700	4,400	5,500	6,500	7,400	8,800	10,000
	構造	460	560	640	790	910	1,100	1,400	1,700	2,000	2,500	2,800
	設備	340	450	540	700	850	1,100	1,500	2,000	2,400	3,100	3,800
(二)工事監理等	総合	890	1,000	1,100	1,200	1,300	1,500	1,700	2,000	2,100	2,400	2,600
	構造	160	180	190	220	240	260	310	340	370	420	460
	設備	83	110	140	190	240	330	490	660	830	1,100	1,400

●戸建住宅の場合の標準業務量の算定の例

・詳細設計を要する戸建住宅であるので、別表第14（告示別添三略算表）を用います。

◆建築物の概要

敷地	整形・平坦な敷地
用途	戸建住宅 （詳細設計を要するもの）
延べ面積	150m²
構造種別	木造
階数	地上2階
構造	一般的な水準
設備	一般的な水準

◆標準業務量の算定

	設　計	工事監理等
総合	490	240
構造	97	48
設備	130	49
小計	717	337
合計	1,054	

（単位：人・時間）

床面積の合計		100m²	150m²	200m²	300m²
(一)設計	総合	350	490	610	850
	構造	81	97	110	130
	設備	110	130	140	150
(二)工事監理等	総合	180	240	290	390
	構造	30	48	66	100
	設備	38	49	59	77

官庁施設の設計業務等積算基準とは

官庁施設の設計業務等積算基準・同要領（設計積算基準）は、会計法令に基づく「予定価格」のもととなる設計等の業務料の積算を行うための基準です。

新しい業務報酬基準に整合し、公共建築の発注に必要な事項を定めています。

●国土交通省告示第15号　業務報酬基準

経費の構成　業務報酬＝直接人件費＋直接経費＋間接経費＋特別経費＋技術料等経費＋消費税相当額

別添一　標準業務

1 設計

① 基本設計

②実施設計

③工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計

2 工事監理・その他

①工事監理

②その他

標準業務の業務内容

業務項目・業務内容・成果図書

業務項目・業務内容・成果図書

業務項目・業務内容

業務項目・業務内容

業務項目・業務内容

別添三　別表（略算表）

●新築
●一定の範囲の規模
●単一用途の場合にのみ利用可

設計業務の業務量
総合＝○人・時間
構造＝○人・時間
設備＝○人・時間

工事監理業務の業務量
総合＝○人・時間
構造＝○人・時間
設備＝○人・時間

規模が著しく大きいもの又は小さいものは略算表によることができない

改修工事は告示の対象外

別添四　追加的な業務

1　設計に関する追加業務

2　工事監理に関する追加業務

●官庁施設の設計業務等積算基準

設計業務等積算基準　　告示（業務報酬基準）に同じ

設計業務等積算要領

新築について告示の略算表適用範囲は告示の業務量に同じ（算定式の形で規定）

標準業務に含まれる個々の業務項目が、全体業務量に占める割合を「業務細分率」として設定

			○○㎡
基本設計	(1) 設計条件等の整理	(i) 条件整理	0.03
		(ii) 設計条件等の変更等の場合の協議	0.02
	(2)・・・		・ ・ ・
実施設計			
工事施工段階で設計者が・・実施設計に関する業務			
			計 1.0

標準業務のうち、実施しないことが契約書等により明確に定められている場合は、業務細分率に基づき「対象外業務率」を設定して相当業務量を差し引く。

①告示の略算表適用範囲未満
②　　〃　　範囲内　　の3段階の算定式を規定
③　　〃　　範囲超

工事規模（工事費）から作成図面1枚当たりの平均的業務量を算出したうえで、図面目録を作成し、業務量を積み上げる方法を規定

①官庁施設の設計・工事監理で比較的頻繁に実施する追加的業務を例示
②官庁施設の設計・工事監理で標準的に実施する追加的業務の業務量の算定方法を規定
・積算業務
・完成図の確認業務

業務細分率について

設計・工事監理それぞれの業務項目全体の業務量に占める割合です。

業務を分割して発注する場合の業務量の算定や、発注しない業務の業務量を差し引く場合に用います。

●業務細分率

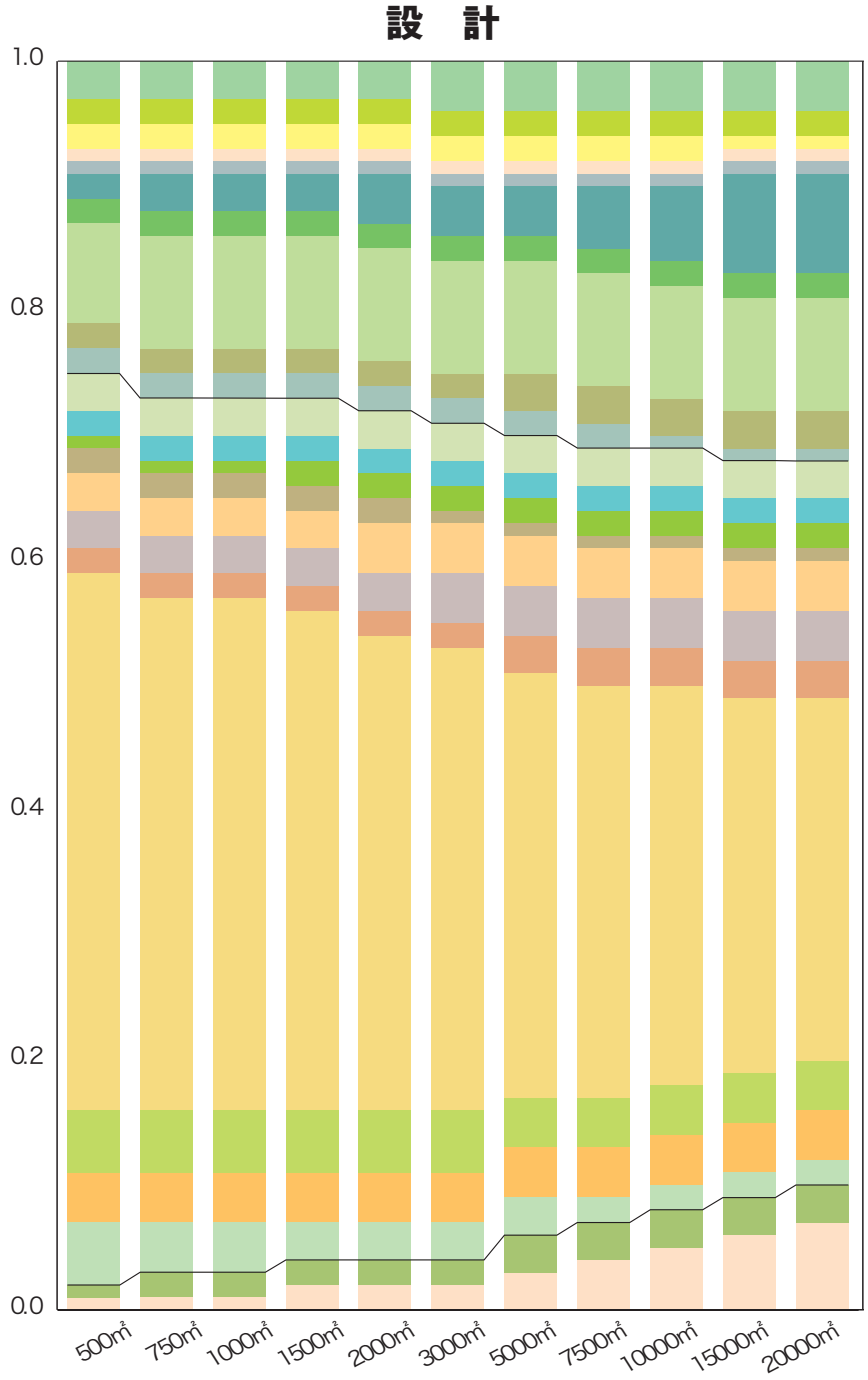

基本設計に関する標準業務

- (1)(i) 条件整理
- (1)(ii)設計条件の変更等の場合の協議
- (2)(i)法令上の諸条件の調査
- (2)(ii)建築確認申請に係る関係機関との打合せ
- (3)上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ
- (4) (i)総合検討
- (4)(ii)基本設計方針の策定及び建築主への説明
- (5) 基本設計図書の作成
- (6) 概算工事費の検討
- (7) 基本設計内容の建築主への説明等

実施設計に関する標準業務

- (1)(i)建築主の要求等の確認
- (1)(ii)設計条件の変更等の場合の協議
- (2)(i)法令上の諸条件の調査
- (2)(ii)建築確認申請に係る関係機関との打合せ
- (3)(i)総合検討
- (3)(ii)実施設計のための基本事項の確定
- (3)(iii)実施設計方針の策定及び建築主への説明
- (4)(i)実施設計図書の作成
- (4)(ii)建築確認申請図書の作成
- (5) 概算工事費の検討
- (6) 実施設計内容の建築主への説明等

工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する標準業務

- (1)設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等
- (2)工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等

対象外業務率について

標準業務の内容のうち、受注者が実施しなくてよい（委託しない）業務があり、かつその内容が、契約書や業務仕様書で明確に定められている場合にのみ対象外業務率を設定することができます。

対象外業務率は契約の対象外とする業務項目に応じて、業務細分率に基づき、適切に設定する必要があります。

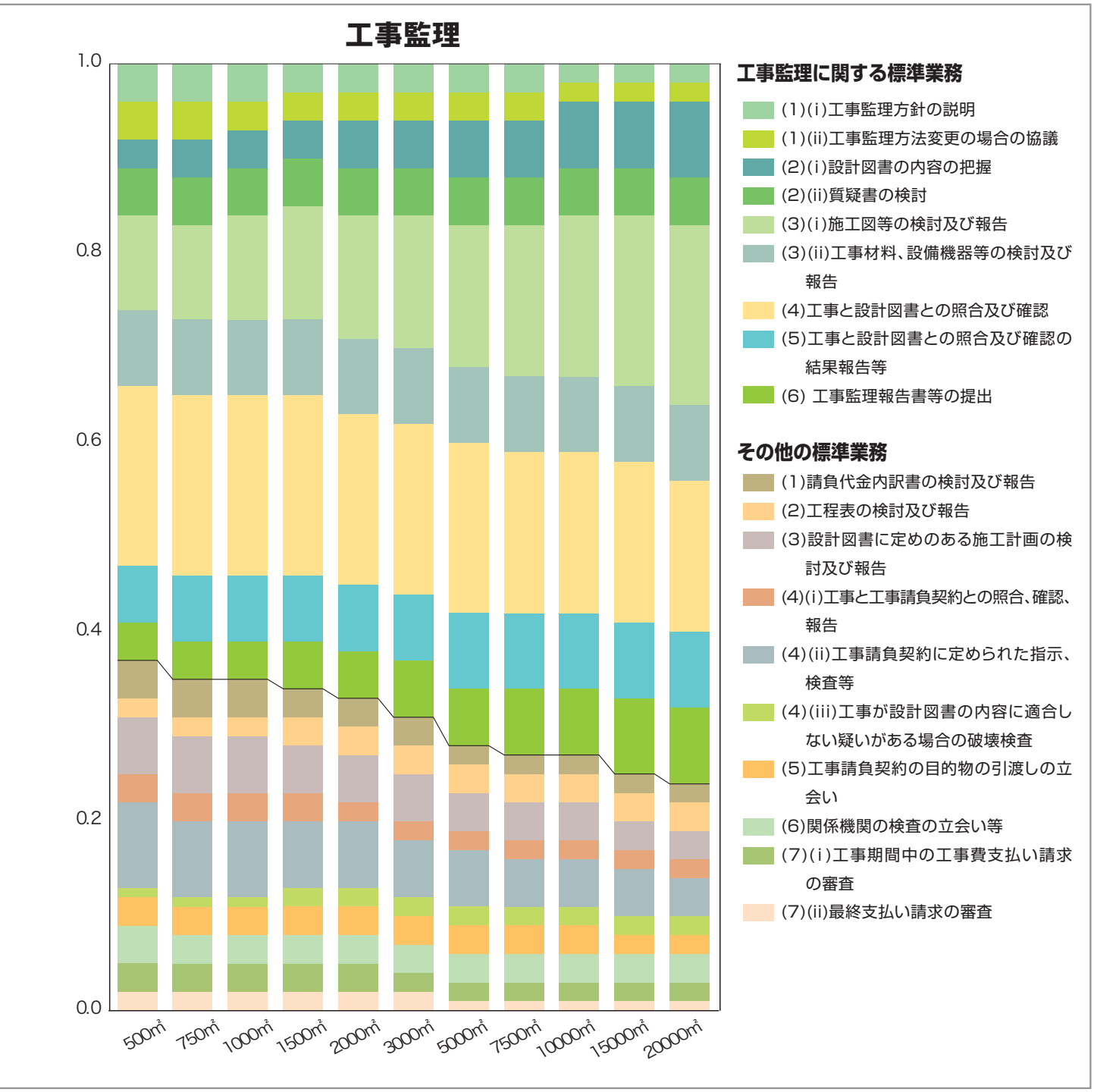

改修工事の設計業務について

業務報酬基準では新築工事のみを対象としており、改修工事は対象としていないため、改修工事の設計等業務量の算定方法を設計積算基準において定めています。

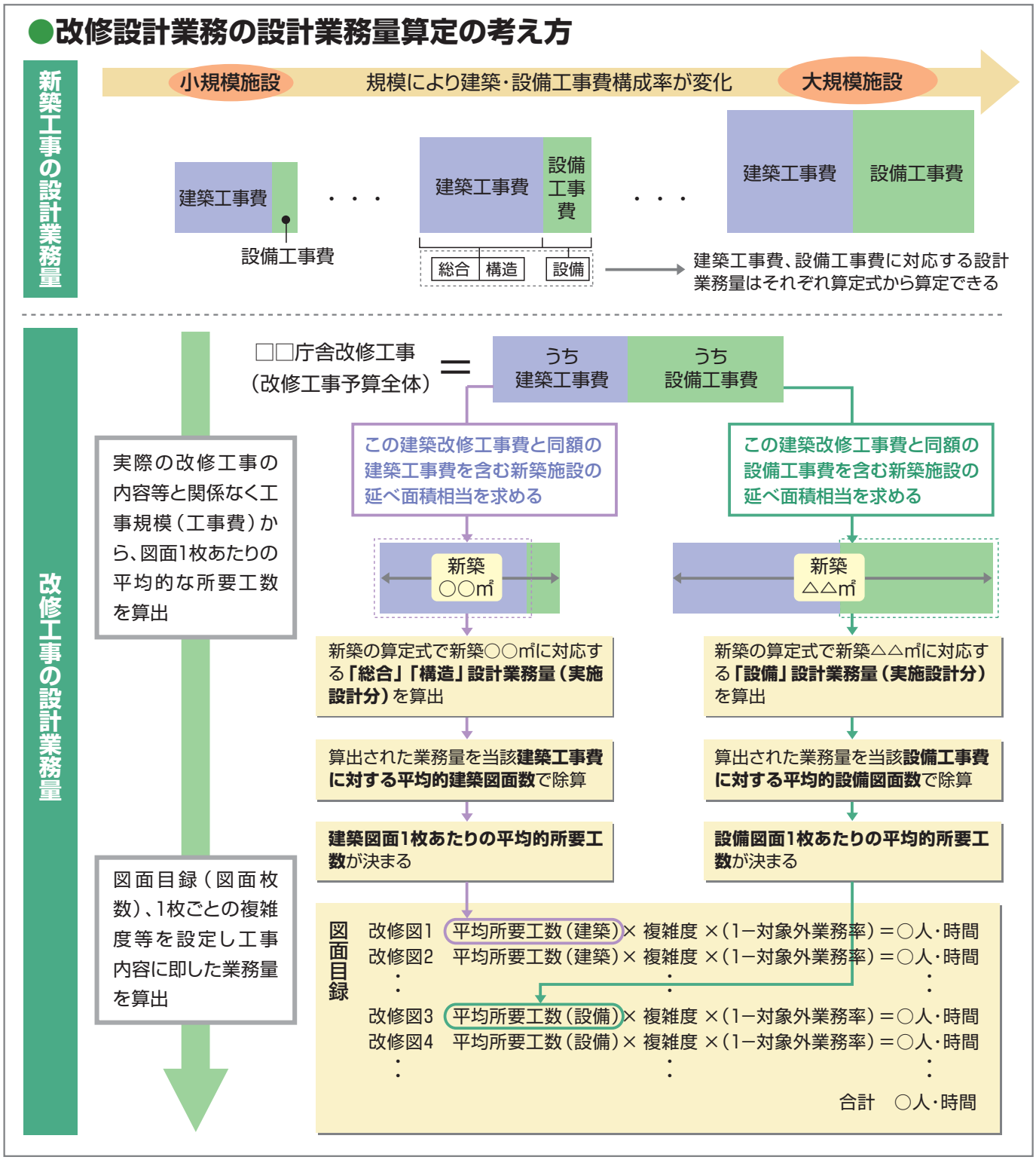

業務人・時間数の算定

業務報酬基準では、規模が著しく大規模なものまたは著しく小規模なものは略算方式によることができません。

設計積算基準では、略算表対象外の部分について算定方法を定めています。

建築物の類型	建築物の用途等	計算式・適用範囲 A:業務量(人・時間) S:延べ面積の合計(㎡)		一般業務に係る総人・時間数の算出に係る係数 設計 総合	構造	設備	
第四号	第2類	S<500㎡ A=a×S+b	係数a	3.9889	0.86646	0.63859	略算表によることができない小規模な範囲
			係数b	24	24	24	
		500㎡≦S≦20,000㎡ A=a×S^b	係数a	135.87	21.041	5.9955	業務報酬基準における略算表の範囲
			係数b	0.4342	0.4954	0.6513	
		20,000㎡<S A=a×S+b	係数a	0.21742	0.070424	0.12355	略算表によることができない大規模な範囲
			係数b	5666.1	1434.6	1322.9	

追加業務について

施設に災害応急対策活動関係機能がある場合の、それに関する特別な検討を行うなど、特殊な施設・設備を要する場合などの検討といったものについて例示し、このような要素の業務を委託する場合は、別途業務量を積み上げなければならないことを明記しています。

また、そのような追加業務の中でも、公共建築の設計業務で通常かならず必要となる、いわゆる「積算業務」と、工事監理業務で通常かならず必要となる「完成図（竣工図）の確認業務」について、業務量の算定方法までを定めています。

●積算業務の業務量

実施設計の業務量　×　0.15（面積によらず一律）

●完成図の確認業務の業務量

工事監理業務の建築工事部分、設備工事部分ごとに全体業務量に対しての割合（規模に応じて変化）

例

延べ面積1000㎡の場合
建築工事の工事監理業務量×0.004

延べ面積1000㎡の場合
設備工事の工事監理業務量×0.005

業務報酬基準 Q&A

総　論

Q 業務報酬基準における業務報酬算定の原則を教えてください。

A 業務報酬基準においては、業務経費と技術料等経費によって構成する実費加算方法を原則とし、そのうえで、実用性を考慮して略算方法を定めています。

なお、実費加算方法は、算定根拠が明確化される、業務内容の拡大、変更等の場合においても合理的かつ柔軟に対応できる等のメリットがあり、旧業務報酬基準においても採用されているものです。

[P6～7参照]

Q 業務報酬基準は強制力をもっているのですか。

A 建築士事務所の開設者が建築主との契約に際し、報酬を算定するための目安として、告示で業務報酬基準を定めているものです。業務報酬基準そのものには強制力はありません。設計・工事監理等の業務に対する報酬は、この基準を目安としつつも、あくまでも、個別の契約において、当事者間の合意に基づいて定められるべきものです。

略算方法

Q 業務報酬基準における略算方法とはどういうものか教えてください。

A 設計・工事監理等の実情に鑑み、簡便に業務経費を積算する方法として、略算方法が定められています。

具体的には、標準的な業務内容を実施した場合の標準的な業務量について、その関係を一定のモデルに類型化し、それに準拠して報酬を算定する方法を示しています。

[P7参照]

Q 業務報酬基準において略算方法を定めている理由は何ですか。

A 業務に従事する者の構成が複雑な場合、並行して他の業務に従事していて当該業務に従事する時間数を区分して算定することが困難な場合等が多い実情を踏まえ、個別事例ごとに経費を積算するのではなく、簡便な方式で経費を積算する方法を定めています。

Q 標準業務とはどういった業務ですか。基本的な考え方を教えてください。

A 標準業務は、設計又は工事監理に必要な情報が提示されている場合に、一般的な設計等の契約に基づいて行うと想定される業務です。これらの業務は、通常実施されることが想定され、個別事例によって業務内容に著しい差異はないと考えられるものです。

[P8参照]

Q 標準業務を実施していなければ、建築士の業務としては不十分となるのですか。

A 個別の契約に基づく具体的な設計等の業務内容は、標準業務内容に拘束されるものではありません。したがって、契約に基づく業務内容が標準業務内容と異なる場合は、標準業務内容を実施していないからといって、建築士の業務として不十分ということにはなりません。

Q 工事監理については、標準業務を見ても、具体の業務内容がイメージできないのですが、具体の業務内容はどこに定められていますか。

A 工事と設計図書の照合については、設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、工事施工者から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的方法による確認を行うこととされています。確認対象工事に応じた工事監理の合理的方法を例示するものとして、別途、工事監理ガイドラインが定められています。

Q 構造設計・設備設計に関する難易度補正の考え方、方法を教えてください。

A 標準業務人・時間数を床面積ベースで表示した結果、従来の工事費に内包されていた難易度に関する補正が必要となってきます。

構造設計について、平面及び立面が不正形であるなど特殊な形状の建築物である場合や、軟弱地盤であるなど特殊な敷地上の建築物の場合は、それぞれのケースに応じて、1.2～1.4を標準とする倍数を標準業務人・時間数に乗じることとしています。

設備設計について、中央管理方式の空気調和設備、スプリンクラー設備等の自動式の消火設備などの機能水準の高い設備が設けられる建築物の場合は、1.4を標準とする倍数を標準業務人・時間数に乗じることとしています。

[P12～13参照]

その他

Q 昭和54年の告示制定時の設計行為と現在の設計行為を比較して、業務量に影響を及ぼすものとして何が考えられますか。

A 当時の設計内容と比較して、建築物の機能の高度化が図られるほか、意匠設計・構造設計・設備設計それぞれの分野で設計内容も高度化しています。関連する建築法規の内容も詳細化している実態があります。一方で、CAD化の進展等、設計業務内容が合理化している面もあります。

こうしたことを反映した業務実態を調査し、統計的に得られた数値をもとに、標準業務人・時間数を定めています。

Q 業務報酬基準の活用方法について教えてください。

A 平成20年11月28日より義務づけられた重要事項説明等の機会を通じて、建築主に対して、業務報酬基準に基づいて算定した報酬の額を説明するなどの活用方法が考えられます。

Q 業務報酬基準の内容について、詳しく知りたい場合に、どうすればよいですか。

A 一般社団法人　新・建築士制度普及協会のHP（http://www.icas.or.jp/）をご参照ください。

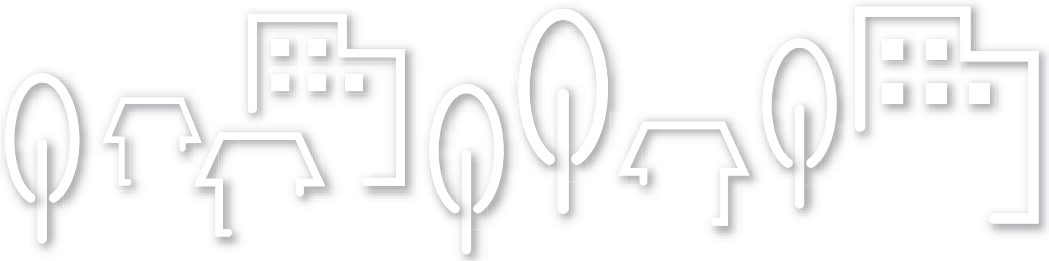

設計積算基準 Q&A

Q 業務報酬基準と設計積算基準はどのような関係なのですか。

A 業務報酬基準は建築士法の規定に基づき、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準として定められたものです。

一方、設計積算基準は、国土交通省が官庁施設の設計業務を建築士事務所等に委託(発注)する場合に、会計法令に基づく業務の「予定価格」を算出するための積算基準であり、業務報酬基準とはその目的が異なります。ただし、設計積算基準も、設計業務の委託料に関する基準であることから、経費の構成、業務量の算出方法など、業務報酬基準に整合したものとなっています。

[P14 ～15参照]

Q 地方公共団体などで設計業務を発注する場合、設計積算基準により設計業務量を積算しなくてはいけないのですか。

A 設計積算基準は国土交通省の営繕部が設計業務等を発注する場合の基準であり、他の省庁や地方公共団体等の積算について拘束するものではありません。

業務報酬基準の考え方を基に実際の発注で使用できるよう必要な事項を定めていますので、公共発注機関の参考とすることはできますが、趣旨を十分に理解して運用を行って頂かなくては適切な委託費の算出ができないおそれがありますので十分に注意が必要です。

Q 直接人件費を算出する際、設計積算基準により求められた業務人・時間数を8時間で割った数値に、1日あたりの直接人件費単価をかけて算出すると考えて良いですか。

A 採用する人件費単価の構成により異なります。

設計積算要領では、直接人件費単価について、国土交通省で公表している「設計業務委託等技術者単価」における「技師C」を標準としており、この技術者単価の構成は、所定労働時間内8時間当たりの単価となっているため、算出された業務人・時間数を8時間で割ることができます。

Q 改定前の設計積算基準にあった「依頼度」がなくなったのはなぜですか。

A 設計積算基準の改定により、標準業務のうち、委託する設計業務に含まれない業務があり、それが業務委託契約書等で明示されているときに、その内容に応じて業務細分率に基づき、対応する業務量を差し引ける仕組みとして、算定方法を適正化しました。これにより、従来「依頼度」として設定していた係数はなくなったものです。

[P16 ～17参照]

Q 設計積算要領の改修工事の設計業務量の算出のところで出てくる「算定係数」はどのようにして入手できますか。

A 「算定係数」は、これを知ることにより予定価格を容易に類推することができるものであるため、設計事務所等の事業者に対しては公開しません。地方公共団体等の公共発注部門の方が自らの発注業務において必要とされる場合は、国土交通省の地方整備局営繕部等へお問い合わせ頂ければ、趣旨をご理解いただける前提で提供いたします。

Q 技術職員がいないため改修工事の工事監理業務量を算定することが困難です。どのようにすればよいでしょうか。

A 当該改修工事に関する設計業務の委託にあたり、追加業務として概略工程表の作成及び工事監理で確認する事項・回数等の計画書の作成等を盛り込み、これをもとに工事監理業務の業務量を算出する方法などが考えられます。

Q 設計積算基準を活用する場合、設計意図の伝達業務は業務細分率に基づき算定しても良いのですか。

A 設計意図の伝達業務は、設計図書に記載することができない設計意図等を工事施工段階で実施設計業務の一環として施工者に伝達するものであり、その業務内容は、設計業務を実施して設計内容が定まった後に定まるのが通常です。このため、設計積算要領では設計業務の終了時に業務内容、業務仕様を定め、これに基づき業務量を算定することとしているものです。なお、設計業務と設計意図の伝達業務を一体的に委託する場合は、設計業務の標準業務内容の全てに対応した業務量とすることは差し支えありません。

Q 設計業務量の算定のもととする床面積が設計業務と工事監理業務で異なるのはなぜですか。

A 業務報酬基準、設計積算基準とも、業務量算出のもととする面積は建築基準法上の面積ですが、設計業務の発注前には建築基準法上の面積を算定することはできないため、これに替えて計画面積に基づき算定できることとしているものです。ただし計画面積は予算概算要求に基づく国有財産法上の面積であることが通例であるため、これらの算定方法の違いにより必然的に建築基準法上の面積と大きく異なるような建築計画となることが明らかな場合にはこれを補正して適切な面積とすることとしているものです。

これに対し、工事監理業務の場合はすでに設計内容が明らかとなり、建築基準法上の床面積が算出できているため、これに基づき業務量を算出することとしているものです。

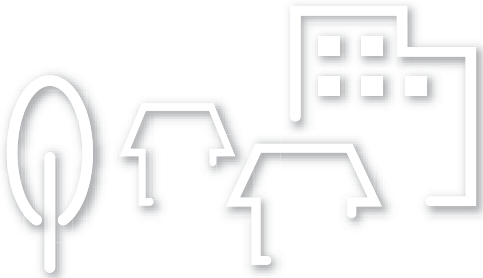

設計積算基準に関するお問い合せ先

組織名	担当部局	電話（代表）	FAX
国土交通省本省	大臣官房官庁営繕部整備課	03-5253-8111	03-5253-1544
北海道開発局	営繕部営繕整備課	011-709-2311	011-709-7368
東北地方整備局	営繕部整備課	022-225-2171	022-225-2296
関東地方整備局	営繕部整備課	048-601-3151	048-600-1391
北陸地方整備局	営繕部整備課	025-280-8880	025-280-8714
中部地方整備局	営繕部整備課	052-953-8191	052-953-9209
近畿地方整備局	営繕部整備課	06-6942-1141	06-6943-8452
中国地方整備局	営繕部整備課	082-221-9231	082-227-1159
四国地方整備局	営繕部整備課	087-851-8061	087-811-8435
九州地方整備局	営繕部整備課	092-471-6331	092-476-3485
沖縄総合事務局	開発建設部営繕課	098-866-0031	098-861-9951

「改正建築士法」では、建築士の資質・能力の向上、建築士事務所業務の適正化を図り、構造計算書偽装問題により失われた建築物の安全性や建築士制度に対する国民の信頼を回復することを目指しています。

一般社団法人 新・建築士制度普及協会について

一般社団法人 新・建築士制度普及協会は、新しい建築士制度の普及等を目的として、平成21年1月に設立された法人です。

● 会　員

(社)日本建築士会連合会
(社)日本建築士事務所協会連合会
(社)日本建築家協会
(社)建築業協会
(社)日本建築構造技術者協会
(社)建築設備技術者協会
(社)日本建築学会
(財)建築技術教育普及センター
(財)建築行政情報センター
(財)日本建築防災協会

発行：一般社団法人　新・建築士制度普及協会
〒162-0825　東京都新宿区神楽坂1-15 神楽坂1丁目ビル6F
Tel：03-3513-7889
http://www.icas.or.jp/

監修：国土交通省　住宅局建築指導課
官庁営繕部整備課

平成21年9月第1版発行